

2021年度～2023年度課題別研修「観光開発政策」 研修業務委託契約（企画競争（プロポーザル方式 選定））
 （公告/公示日：2021年7月9日／公告番号：21c00353000000）に係る質問事項への回答

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 4	第1 5. (2) 積極的資格制限 3)	「企画競争説明書別紙1「個人番号関係事務の外部委託における契約事務の取扱いについて」という記述がありますが、当該別紙がありませんので、ご提示いただけますでしょうか。	別紙1については、7月19日付で追加掲載します。
2	P. 5	第1 5. (5) 競争参加資格の確認	「4）を提出してください」という記述がありますが、3）提出書類のことでしょうか。	当該箇所について、4）を3）と訂正します。
3	P. 16	第2 5. (1) 業務の実施方法	2021年度の遠隔研修において、講義で使用する資機材を研修員に事前送付することを検討しています。この場合、研修員への資機材の送付は受注者の業務であるとの認識でよろしいでしょうか。 上記の認識で相違ない場合、2021年度対象国には国際郵便が差出不可又は取扱いなしとなっている国が含まれていますが、研修員への資機材の送付にあたり貴機構の協力を得ることは可能でしょうか。	講義に必要な資機材の事前送付は、受注者業務の一部となります。 受注者のみでの送付が困難であるやむを得ない事情がある場合は、発注者と別途協議することとします。
4	P. 17	第2 5. (3) (ア) ③見学・研修旅行	「旅行に伴う移動手段・宿泊の手配は、受注者が自ら行うか、JICAが指定する団体を通じて行うか、受注者が選択します。」とありますので、「研修員受入事業及び研修委託契約の概要」に記載の研修委託業務の内容にかかわらず、本業務では「研修員及び同行者の国内移動（及び宿泊）手配」は受注者の業務であるとの認識でよろしいでしょうか。 上記の認識で相違ない場合、研修員の国内における移動・宿泊の経費を積算する必要があると存じますが、研修委託契約における見積書作成マニュアルには受託者、外部講師のみで研修員の旅費について記載がないため、積算にあたっての考え方をご教示いただけますでしょうか。	企画競争説明書に記載のとおり、あくまでも受注者の選択によることとします。 また、研修員の旅費は実費で積算ください。
5	P. 26	第4 1. 見積書の作成について (2)	参照する研修委託契約における見積書作成マニュアルの版について、2020年3月版とされていますが、2021年3月版のことでしょうか。	当該箇所について、「2020年3月版」を「2021年3月版」と訂正します。
6	P. 26	第4 1. 見積書の作成について (4), (5)	本業務では第2年次（2022年度）・第3年次（2023年度）は単年度契約とされていますが、2021年度に交渉して契約する金額は、2021年度分のみとの認識でよろしいでしょうか。	見積書は対象年次（2021～2023年度）すべてについて提出いただきますが、2021年度に交渉して契約する金額は、2021年度分のみとなります。